

ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO 企画運営業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、誰もがいきいきと働ける職場環境の実現を目指して、備後圏域内（以下「圏域内」と言う。）企業を対象にワーク・ライフ・バランスについて学び、交流、体験してもらうイベントを実施することで、働き方改革に対する理解を深め、実践活動につなげていくきっかけとなる場を提供し、圏域内企業の働き方改革の促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO 企画運営業務

(2) 業務内容等

別紙「ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO 企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2025年（令和7年）12月31日（水）まで

3 委託費

委託費の上限は5,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

福山市経済環境局経済部産業振興課

電 話：084-928-1040（直通）

FAX：084-928-1733

E-mail：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2025年（令和7年）5月26日（月）
実施要領等の配付期間	2025年（令和7年）5月26日（月）から 同年6月17日（火）午後5時まで
質問書の受付期間	2025年（令和7年）5月26日（月）から 同年6月10日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限 ・回答方法	2025年（令和7年）6月13日（金） 本市HPに掲載します。 (http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加申込書類の受付期間	2025年（令和7年）5月26日（月）から 同年6月17日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）6月26日（木）※予定
審査結果の通知	2025年（令和7年）6月30日（月）※予定

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月26日（月）から同年6月17日（火）まで（市の休日を
除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所 上記（1）に同じ。

ウ 配付方法 上記（1）の場所での交付又は本市ホームページに掲載

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年（令和7年）5月26日（月）から同年6月10日（火）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を添付し、上記（1）のメールアドレス宛て
に電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※電子メールの送信の際は、件名に「ふくやまワーク・ライフ・バランスEXP0企画運
営業務に関する質問」と記した上で送信をすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除
き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）5月26日（月）から同年6月17日（火）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は、必着。）

(2) 提出場所

6（1）の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出物及び提出部数

次のアからタまでの書類を作成し、提出すること。

※カ及びケ、コの書類は、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。

ア 受付票（様式2） 1部

イ 参加申込書（様式3） 1部

ウ 法人・団体の概要（様式4） 1部

エ 実績報告書（様式5）（実績は自治体以外の類似案件でも可。） 1部

オ 業務の実施体制（様式6） 1部

カ 商業登記簿謄本（写しでも可。） 1部

キ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し） 1部

ク 申立書（様式7）（本市における納税義務のない者に限る。） 1部

ケ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。） 1部

コ 印鑑証明書（原本） 1部

サ 使用印鑑届（様式8）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。） 1部

シ 委任状（様式9）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。） 1部

ス 誓約書（様式10） 1部

セ 企画提案書（様式11） 1部

ソ 企画提案書（様式12） 10部

※企画提案書は、提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。

※PDFデータを6（1）のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

タ 参考見積書（様式13）（様式13-2） 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 参加申込書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

- ・参加申込書類の提出者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行わず書面審査のみとする。書面審査において、合計得点の3割に満たない場合には、その提出者は不合格とする。

(6) 参加資格の確認

参加申込書類提出者のうち、参加資格を有しないことを確認した者については、その旨を通知する。

8 企画提案書の評価及び評価基準

7で提出された企画提案書をもとに、ふくやまワーク・ライフ・バランスEXPO企画運営業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・開催場所

2025年（令和7年）6月26日（木）予定

開催日時・開催場所（オンラインで開催予定）については、後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション 15分程度
- ・審査委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

- ・企画提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加者は他参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

(2) 評価基準・評価項目

別表「審査項目及び評価内容」のとおり

(3) 受注候補者の特定

審査会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

(4) 選定結果の通知

2025年（令和7年）6月30日（月）予定

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は速やかに参加者に通知するとともに、福山市ホームページに公表する。

9 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため契約額が7（4）で提

出した見積書の額と同額になるとは限らない。

- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 0 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 1 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を6（1）の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないも

のとする。

- (15) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものと
する。
- (16) 業務委託の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること
はできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市
と協議し、承認を得た上で業務の一部を委託することができる。
- (18) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保
護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏え
い、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (19) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならな
い。また、業務委託終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、本市の指名除外措置又は入札参加資格の取消しを、審査結果を通
知した日から契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締
結しないものとする。

別表 審査項目及び評価内容

評価項目		評価の視点・判断基準	配点	小計
組織評価	経営規模	資本金・売上高・従業員数等から、経営規模の妥当性を評価する。	/5	/10
	業務実績	同種・類似業務等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無を評価する。	/5	
企画提案書内容評価	実施方針	運営目的の理解度や業務に対する姿勢について評価する。	/10	/10
	実施手順	年間スケジュールから業務の実施手順や業務量の把握について妥当性を評価する。	/10	/10
	実施体制	当該業務の担当者数や配置、構成等から適切な業務を提供できる実施体制となっているか評価する。	/5	/5
	業務内容等	次の点について、的確な提案となっているか評価する。	/30	/50
		・各事業の企画・運営		
		・広報・集客方法		
		・運営及び設営における安全配慮		
		実現性	/10	
		独創性	/10	
	見積金額	提案した業務について、適正な金額となっているか評価する。	/5	/5
	プレゼンテーション	プレゼンテーションにおいて、企画提案書の内容が適切に説明されているか評価する。また、説得力や業務への意欲、積極性など取組姿勢についても評価する。	/10	/10
合計				/100